

岩手県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定した旨、報告があった。

平成22年4月13日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1 市町村名 奥州市
- 2 指定した施設の名称 奥州市岩谷堂地区センター、奥州市江刺愛宕地区センター、奥州市田原地区センター、奥州市藤里地区センター、奥州市伊手地区センター、奥州市米里地区センター、奥州市玉里地区センター、奥州市梁川地区センター、奥州市広瀬地区センター、奥州市稲瀬地区センター、奥州市前沢勤労青少年ホーム、赤生津地区コミュニティセンター、奥州市南股地区センター